

特定健診・特定保健指導 Q & A

Q 特定健診の対象者は？

A 40歳～74歳のすべての人が対象となります。

特定健診・特定保健指導の対象者は40歳～74歳の人です。この年齢の国保加入者であれば、特定健診・特定保健指導の対象となります。

Q がん検診、骨粗しょう症検診なども国保からお知らせが来るのですか？

A 特定健診・特定保健指導以外は今まで通り市町のお知らせをご覧ください。

平成20年度から、総合的な健康診断である「基本健康診査」（いわゆる「健診」）が、法律の改正により「特定健康診査・特定保健指導」に変わり、それに伴い、健診の実施主体が医療保険者である国保に変わります。そのため平成20年4月以降は健診のお知らせは国保から通知させていただくこととなります。ただし、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、がん検診等のほかの検診については実施主体が市町ですので、今まで通り、市町のお知らせ等に注意し、受診してください。

Q 平成19年度の1年間は何もないのですか？

A 市町の基本健康診査を積極的に受けましょう。

平成19年度中は老人保健法により、市町が実施主体となり、基本健康診査等が行われます。受診日、受診場所等が広報等で連絡されますので、該当する人は積極的に受診してください。なお、特定健診・特定保健指導がはじまるのは平成20年度からですが、平成19年度中に事業計画が立てられます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

Q 今まで健診を受けたことがないのですが？

A これからは必ず受けるようにしてください。

生活習慣病は突然発病するのではなく、その10年以上前から健診で予兆を知ることができます。その段階で病気の芽を摘んでおけば、生涯にわたって健康に暮らすことが可能です。「忙しいから」「とくに異常がないから」と健診を受けないでいる間に、少しずつ生活習慣病が進行しているかもしれません。

健康を損なうことになれば、本人だけでなく、家族も苦しみます。また、医療費の増加が続けば医療費負担の増加にもつながり、家計にも影響してきます。

必ず年に1回は健診を受け、少しでも異常が認められたら改善につとめましょう。